

令和7年度（2025年度）熊本県保育士等への巡回支援業務委託仕様書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県保育士等への巡回支援業務

(2) 委託業務の目的

保育所等において、日々の保育実践における不安等と向き合い、よりよい保育について各職員が確認・共有しつつ、保育の振り返りを推進する体制をつくり、機能させる仕組みをつくる。このことにより、保育の質の向上及び保育人材の離職防止を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月10日（火）まで

2 業務内容等

(1) 保育士等への伴走型巡回支援

県が選定したモデル地域の対象園（3園程度）に勤務する保育士等に対し、保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りをはじめとした園内研修や公開保育等の実施に関する助言または指導を行うための「保育士支援アドバイザー」を派遣し、継続的な支援を行う。

また、県やモデル地域の市町村等と連携し、地域の園同士がともに保育の振り返りができる体制づくりに向け、必要な指導・助言を行う。

① 保育士支援アドバイザーの要件

派遣する保育士支援アドバイザーは、本事業の趣旨を理解し、以下の要件を満たしている者とし、県と協議したうえで選定すること。

- ・ 保育士資格を有している者又はこれに準じる者
- ・ 保育所等において10年以上の保育業務の経験を有する者又はこれに準じる者
- ・ 保育士に対する相談支援業務を適切に実施できる者
- ・ 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する指導・助言について知見を有する者

② 派遣回数

1園あたり3回を目安とする（各園の取組状況に応じて柔軟に対応できるものとする）。また、派遣についての日程調整は原則受託者が行い、事前に対象園へ事業の進め方などの説明を行うこと。

③ 派遣場所

原則、保育士支援アドバイザーが対象園に出向くこととする。オンラインでの対応も可とするが、1回以上は対象園を訪問すること。

④ 内容

ア 保育士支援アドバイザーは、対象園の以下の取り組みについて支援を行う。

- i 日々の保育を振り返り、保育者の不安や悩み・課題の抽出を行う。
- ii 各対象園の実情に応じ、園内研修または公開保育等の実施内容を検討し、計画を

立案する。

- iii 園内研修または公開保育等を実施する。
- iv iii についての振り返りを行い、自園職員、他園職員及び保育士支援アドバイザー等とともに、多様な視点と気づきを共有する。
- v ivまでの取り組みを踏まえ、地域の園同士がともに保育の振り返りを実践することができる仕組みづくりに向け、他園への支援や介入の視点を学び、構築に向けた取り組みを行う。

なお、対象園のうち、前年度から継続して事業を実施する園に対しては、前年度の取り組みを踏襲しつつ、継続的な学びとすることができるよう、支援内容について対象園と事前に打ち合わせを行うなど、配慮すること。

イ 保育士支援アドバイザーは、アの実施に必要な資料を適宜作成し、内容を記録する。

ウ 受託者は、アに係る業務の実績や成果等を整理し、その知見や事例について他園に共有可能な事業の報告書（チラシ、パンフレット等）を作成する。

⑤その他

本事業については、保育の質の向上を目的とした保育士等への支援であり、単に業務負担軽減や業務の再構築などの業務改善等が目的とならないよう留意すること。

(2) 研修会の企画・運営

対象園で実施した取り組みや実践で得た知見について、県内の保育所等へ横展開を図るため、研修会の企画・運営を行う。なお、研修会は対象園同意のもと、原則（1）の支援の報告会を兼ねることとし、その内容および実施方法については、県と協議のうえ決定すること。

3 実績報告書等の提出

業務終了後、実施状況について実績報告書を作成し、収支精算書及び以下の成果品を県に提出すること。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 業務完了報告書 | 紙1部、電子データ |
| (2) 本業務で作成した資料、記録、写真・映像等 | 紙1部、電子データ |
| (3) 報告書（他園共有用） | 紙1部、電子データ |

4 その他

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対しその理由を明示した書面により、必要な措置を取るよう要求することができる。
- (2) 本業務により作成された成果品、契約の遂行過程で生じた全ての著作権等は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の当該著作権等に係る行為について著作者人格権等を行行使しないこととする。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしては

ならない。特に個人情報に関わる情報については十分注意するとともに、県の指示に基づくものとする。なお、契約終了後も同様とする。

- (5) 県は、本業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供についてできる限り協力する。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり、随時、進捗状況の報告を行い、本業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により、県の承諾を受けなければならない。